

茨城県ネーミングライツ・パートナー募集要項 (事業者提案型募集)

1 目的

茨城県（以下「県」という。）が保有する施設について、ネーミングライツ・パートナー（以下「パートナー」という。）を募集しています。

ネーミングライツとは、公共施設等に企業名や商品名等を冠した名称（以下「通称」という。）を付与する権利（施設等命名権）です。県は、施設名として通称を使用する代わりにパートナーから対価を得ます。

パートナーの募集にあたっては、県が対象施設等を特定して実施する『施設提示型募集』を採用していますが、対象施設等の拡大を図るため、民間の法人、団体及びグループ等（以下「事業者」という。）の柔軟な発想に基づく提案を募集します。

2 募集の概要

毎月末日締切後、提案を受けた内容を基に、県は、ネーミングライツの導入の可否や募集条件等について決定し、施設提示型募集の対象施設として改めて公募を行います。

提案から公募開始まで約1～2か月程度を要します。

なお、当該提案者も施設提示型募集の際は改めて申込みが必要であり、パートナー決定の際に当該提案者が優先的に選定されるものではありません。

3 提案事項

(1) 対象施設

ネーミングライツ導入済みの施設及び施設提示型募集の対象施設を除く次の施設等を対象として、事業者からネーミングライツの対象施設等の提案を募集します。

ア 行政庁舎の一部及び特定施設（公共施設）の一部（ホール、ロビー等）

イ 都市公園の一部（広場、駐車場、歩道等）

ウ 構築物等（ゲート、公衆トイレ、花壇、彫像、椅子等）

エ 道路の一部区間（観光施設等に接する、通称名標識が設置可能な区間等）

オ 県有林

※ 施設等の設置目的又は利用実態に照らして通称を付与することになじまない施設（学校、警察施設、病院等）については、対象外とします。

(2) 通称案

以下の事項に留意して、通称案を記載してください。

ア パートナーは、当該施設等に通称を付与することができます。ただし、各施設の用途が分かりやすい通称とします。

イ 命名するのは一般的な呼称として用いられる名称であり、条例で定める施設等の正式名称を変更するものではありません。

ウ パートナーであることを、パートナーが管理するホームページ、出版物等に表示することができます。

エ 利用者の混乱を避けるため、契約期間中の通称の変更は原則として認めません。

オ 次に該当するものは通称の対象外とします。

- (ア) 法令、規則等に違反するもの
- (イ) 公序良俗に反するもの
- (ウ) 政治性又は宗教性のあるもの
- (エ) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (オ) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- (カ) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるもの
- (キ) その他通称として適当でないと県が認めるもの

(3) ネーミングライツ料

年額（消費税及び地方消費税を含む。）で提案してください。最低金額は、10万円とします。

4 提案者の資格

経営が安定しており、社会貢献や法令順守等について理解のある事業者とします。ただし、次に掲げる者は対象外とします。

- (1) 法令及び法令に基づく命令に違反した者
- (2) 県から指名停止措置等を受けている者
- (3) 県税（地方消費税を含む。）を滞納している者
- (4) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は第 3 号に規定する者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業に該当する事業等を営む者
- (6) 消費者金融に係る事業等を営む者
- (7) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業等を営む者
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者
- (9) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産の申立てがなされている者
- (10) 現在の指定管理者と事業目的が競合する者
- (11) その他パートナーとして適当でないと県が認める者

5 提案方法

(1) 提出書類

- ア ネーミングライツ対象施設等提案書（様式 1）
- イ 添付書類

添 付 書 類	
①	ネーミングライツ対象施設等提案に係る誓約書（様式2）
②	企業又は事業の概要がわかるもの（会社概要、企業案内パンフレット等）

【留意事項】

- ・ 提出された書類は、関係機関等の意見を求めるため使用する場合があります。
 - ・ 必要に応じて追加資料を求める場合があります。
 - ・ 提出された書類は返却しません。
 - ・ 茨城県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、同条例に基づき公開することがあります。
- (2) 提出部数
1部
※ 2施設以上について提案する場合は、施設ごとに提案書を作成してください。
- (3) 提出方法
持参、書留郵便又は電子メール
- (4) 募集期間
随時受け付けております（毎月末日締切）。ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時までとします。
- (5) 提案書等の提出先
茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県総務部管財課公有財産維持活用推進室
電話番号 029-301-2380
電子メール kanzai1@pref.ibaraki.lg.jp

(様式1)

ネーミングライツ対象施設等提案書

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

所在地：

名称：

代表者名：

茨城県ネーミングライツ・パートナー募集要項（事業者提案型募集）に基づき、下記のとおり提案します。

記

対象施設等	
通称案	
ネーミング ライツ料	年額 円（消費税及び地方消費税を含む）

連絡 担当 者	所属	
	職名・氏名	
	連絡先 電話番号等	電話番号： FAX： E-mail：

添付書類	
①	ネーミングライツ対象施設等提案に係る誓約書（様式2）
②	企業又は事業の概要がわかるもの（会社概要、企業案内パンフレット等）

(様式2)

ネーミングライツ対象施設等提案に係る誓約書

私は、現在、下記事項に該当する者でないことについて誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴県が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

記

- 1 法令及び法令に基づく命令に違反した者
- 2 県から指名停止措置等を受けている者
- 3 県税（地方消費税を含む。）を滞納している者
- 4 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は第 3 号に規定する者
- 5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業に該当する事業等を営む者
- 6 消費者金融に係る事業等を営む者
- 7 法律に定めのない医療類似行為を行う事業等を営む者
- 8 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者
- 9 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産の申立てがなされている者
- 10 現在の指定管理者と事業目的が競合する者

令和 年 月 日

申込人 住所又は所在地

氏名（ふりがな）又は名称

及び代表者名（ふりがな）

生年月日

性別